

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成25年(ワ)第5815号
期日	平成26年8月8日 午後1時30分
氏名	池島真策
年齢	46歳
住所	大阪市北区天神橋1-4-7-1103
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

宣 誓 書

良心りょうしんに従したがって本ほん当とうのことを
申もうし上あげます。

知しっていることを隠かくしたり、
ないことを申もうし上あげたりなど、
決けつしていたしません。

以上いじょうのとおり誓ちかいます。

氏名 池 島 真 策 

速 記 録 (平成26年8月8日 第2回口頭弁論)

事件番号 平成25年(ワ)第5815号

証 人 池 島 真 策

被告ら代理人

乙第26号証を示す

あなたの署名と押印がございまして、あなたがお作りになったものですね。

はい、そうです。

この陳述書について、訂正箇所ございますか。

はい、1か所あります。

どこですか。

1ページ目の1行目ですけれども、「2010年」「12月より」となっておりますが、正確には2010年11月26日より、経営学部の副学部長兼カリキュラム委員長になっております。

「12月より」というのは、11月26日よりというのが正確だということですか。

はい。

それ以外はございませんか。

はい。

現在は学部長をなされてるんですね。

はい。

先ほどの話だと、2010年からカリキュラム委員長、これをされてるということですがけれども、カリキュラム検討委員会というのの設置根拠、法令とございますか、そういうのはどこにあるのか御存じですか。

知っております。

どこですか。

学則の5条です。

乙第7号証を示す

学則の5条の…。

4項の(1)になります。

学部の機構、組織ですか。

はい。

そこに関する事項に該当するということになるわけでしょうか。

はい。

カリキュラム検討委員会というのが正確な名前のようにですけども、カリキュラム委員会というふうに呼ばしてもらいますけれども、経営学部では、規程そのものをお作りになっておりますか。

作っておりません。

そうしますと、その運用だとか、こういったことを審議するだとか、そういうのも、何の取決めもなしにやっているということをございましょうか。

運営については、他学部の規程を参照しながらやっております。

乙第32号証を示す

これは人間科学部のカリキュラム委員会規程なんですけども、これは見覚えございますね。

はい、あります。

今おっしゃった、参考にしてるのは、この規程ということになりますか。

はい、そうです。

これは2010年に制定されてるということですよ。

はい。

乙第33号証を示す

ちなみにこれは経済学部の規程のようですけども、これは2014年の4月4日ということで、ごく最近に制定されたもののようですね。

はい。

だからどちらかという、参考にしてるのは32号証という形になりますか。

はい。

この32号証と、実際の経営学部のカリキュラム委員会との相違点、ここはちょっと違うなというようなどころがあれば、おっしゃってください。

5条のメンバーの任期のところ、やや違うと思います。

「任期は5月1日を基準日として、2年間」となっておりますが、どういふふうに違うんですか。

経営学部では特段の事情がない限り、継続してメンバーになっております。

任期がなしという形になっておりますか。

はい。

それで交替の都度、委員さんを選ぶというような感じですか。

はい。

メンバーは何名で構成されてるのでしょうか。

8名で構成されてます。

この32号証なんかですと、「各コースから選出された」とかいうふうになってるんですけど、また乙33号証では、教員グループというんか、そういうところから構成するとかいうふうになってるんですけど、経営学部では、その8名のメンバーは、どうなってますか。

偏りがないように、それぞれの分野から選出されてます。

それぞれの分野というのは、具体的にどのような分野でしょうか。御記憶のある範囲でお願いします。

経営分野、商学分野、会計分野、それから法律分野、全学共通分野、それから起業分野です。

そういった分野から1名が選出されて、委員になっておられるということですか。

はい。

カリキュラム検討委員会の、主なというたらおかしいけれども、年間通じて開かれていくんですよね。

はい。

どのぐらいのペースで開かれてるんですか。

教授会開催日に、教授会に先立って開催されております。

教授会は大体、どのぐらいのペースで行われてるんですか。

月2回ほど。

2回の教授会の始まる前に、集まりやすい、カリキュラム委員も集まっていたらいい委員会開いてると、こういうように聞いていいんでしょうか。

はい、そうです。

検討委員会での審議といいますか、これは大体どのぐらい掛けてやっているんでしょうか。

おおむね1時間から1時間半ほどです。

審議は一応、学部長からの諮問という形に答えるような形でやってるんですかね。

はい。

名前のおおりに、カリキュラム委員会というのは、カリキュラムの編成について主な任務にされてると、こういうことですよ。

そうです。

それ以外には、どういうことを主にやってはるんですかね。

各年度の授業担当、それから科目の担当の人事についての審議をしております。

それが決まれば、学部長に報告すると。

はい、教授会に。

学部長を通じて、教授会に報告するんですか。

はい。

今まであなたがカリキュラム委員会の委員長をされてたときに、その提案と
いうか、意見が教授会で否決されたことがありますか。

否決はないと思います。

修正はどうですか。

修正はあります。

具体的には、どんな修正なんですか。

こういう分野を入れたらどうかとか、そういうような話があります。
具体的にあなたが経験した中で、こういうのに変わったという、そういうの
がありましたらおっしゃっていただけますか。

教授会では、なかったです。

あなたの場合、教授会では、なかった。

はい。

じゃ、今おっしゃったん、どういう意味ですか。修正というか、付け加えたら
どうかというのは、こういう件について、カリキュラム委員会では、意見
はこうだけでも、教授会のほうで、これを付け加えたらどうかというような
話があったということでしょう。

はい。

それは具体的にはどんなものだったのかということです。

カリキュラム編成というか、学則改正のときに少しありました。
もう少し具体的に、学則改定のときに、どういうふうに変ったんですか。
正確に覚えてなかったら結構なんですけど。

余り記憶は、ちょっとありませんけども。

だけど、学則の改定に関連して、今のような意見が教授会のほうから出た
ということですか。

はい。

経営学部カリキュラム委員会では、何か基礎となるというか、根本になるような、そういうものがやっぱりあるんでしょう。学部として、建学の精神みたいな、重点的に、こういうことを基本にカリキュラム編成しようとか、そういうのはあるんじゃないんですか。

はい、あります。

それは毎年、決めていくんですか。それとも、いったん決めたものを、修正があるような場合に変えていくんですか。

そういう場合もあります。

乙第26号証を示す

自分の言葉でおっしゃっていただきたいんですけども、そういう場合があるというのは、具体的には4ページの中段のところ、カリキュラム改定に関して、2011年より、学生に何を学ばせるかという観点から改定作業を行ってきたと、教授会では、この環境、倫理、再生、国際の4つの科目を増やしていくと、これがカリキュラム編成上の基本姿勢ということに改まったんですね。

はい。

従前は、どんなものだったんですか。

ビジネス社会の情勢とか状況を見ながら、カリキュラム編成をするということでしたので、この点を足していくと、増やしていく、そういう科目を、重点を置いていくというふうの方針が変わったと思います。具体的に言いますと、先ほど吉井さんの話では、情報の問題が出たんですが、情報については、カリキュラム委員会としては、2011年以前はどういうふうな位置付けをしておったんでしょうか。今のこの4つの分は、増やしていこうということやけども、情報について、特別、カリキュラムの編成上、重きを置いてやろうというふうなことだったんですかという質問なんです。

11年以前は、そういうことはあんまりなかったです。

情報については、そういうことを特に書いてなかった。

はい、特にはなかったです。

先ほど、カリキュラム委員会の意見に関して、教授会で若干修正されたというようなことをお聞きしたんですけど、特任教員の採用に関して、これまでカリキュラム検討委員会の意見が修正されたというか、そういうようなことを、あなた自身は経験ありますか。

ありません。

あなたは委員長時代も含めて、そういう経験はないんですか。

ないです。

伝聞でも結構ですけれども、過去にそういうことがあるのかどうか、この事件を通してでも結構なんですけど、過去に修正されたというようなことを聞いたことありますか。

ないです。

甲第1号証を示す

先ほど来から出てます、特任教員任用規程の2条で、特に必要があると認められるときは任用することができるということになってるんですけども、この規程は改正になってるんですよ。

はい。

乙第6号証を示す

以前の規程、これの2条を見ますと、「特に」というのがないんですけども、これが改正で加わったというのは、何か意味があるんでしょうか。

特段ないと思います。

以前、あなたの承知してる範囲で、特に必要がなくても採用してたようなケースがありましたか。

.....。

甲1号証では、「特に必要があると認められるときは」というふうになって

ますでしょう。それで乙6では、「特に」というのはありませんでしょう。

はい。

そうすると、その特任の選出というか、対象者として、従前と特に変わったことがありますかという質問です。

ありません。

じゃ、前のときには、特に必要がなくても認められてたんですか。

いえ、そうではありません。

どういうことですか。

再雇用するに当たって、自主的に判断をしていくと。

それ以前は、自主的に判断してなかったんですか。

していました。

自主的というのは、今の私の質問の「特に」というのと、何か関係あるんですか。

いえ。

「特に」というのが前の規程になくて、「特に」になってるから、運用の実態が以前と変わってるんですかという質問なんです。そこはどうですか。

変わってないと思います。

ということは、「特に必要がある」というのは、この甲1号証によって、そういうことを、特に重点的に判断してるということじゃないということなんですか。

はい。

甲1号証の第4条と9条、見ていただくと、「(任用手続き)」というの、ありますね。①から④、これの対応関係について、御説明ください。

4条の(1)の①については、9条の①に対応していると思います。

それから4条(1)②については、9条の②に対応していると思います。

それから4条の③については、9条の③に対応しております。そ

れから4条の④が、9条の④に対応しております。

それでこの9条をちょっと見てもらいますと、①は推薦委員会に提出を求めるといふことで、こういう5年間の研究業績が推薦委員会に出てくるんですね。

はい。

②によると、教務委員長は授業実績状況というのを委員会に、この委員会というの、推薦委員会でいいんですかね。

推薦委員会だと思います。

「に報告する」と。③は「授業担当計画を推薦委員会に提出する。」と、こうなってますね。

はい。

④では、推薦委員会は、対象者に役職歴を求めるとなってますね。

はい。

それでこの④までの書類関係は、具体的にはどういう経過をたどって推薦委員会のほうに提出されるか御存じですか。

はい。省力化を図ってだと思えますけども、一括して事務所のほうに提出されると思います。

②も提出されるんですか、授業実績状況というの、

9条②については、実際には事務所のほうから推薦委員会のほうに提出されると思います。

推薦委員会に直接ですか。②は学長の事務局とかに届けるのではないんですか。

そこは分かりません。

はっきりしないですか。

はい。

甲第5号証を示す

「特任教員任用資料」という形で、これはどういうものですか。

過去5年間の専門分野に関する研究業績等になります。
先ほどの9条の①に該当するんですね。

はい。

甲第6号証を示す

そうすると、甲の6は。

これは役職歴になりますので、④のことです。

9条の④に該当すると。

はい。

甲第7号証を示す

それから甲の7は。

9条③のところの授業担当計画です。

に、該当すると。

はい。

そうすると、②の授業実績状況というのが、証拠としては、甲号証として提出されてないということですね。

はい。

しかし、それはどこに届けられるか、あなたは御存じないと。

はい。

直接、事務課から提出されるかどうかというのは分からないわけね。

はい。

そこで今お示しの甲5から7まで、これは対象者、本件で言うと原告が、事務局のほうに提出するんじゃないんですか。

はい、そうだと思います。

今現在、あなたは学部長ですから、もしそういう事態が生じた場合、そういうふうになるんじゃないかという質問なんですが、そういうことになるんで

すよね。

はい、そうだと思います。

その事務局から提出されたものが、誰に渡されるんですか。

学務課か、あるいは事務局長室かと思うんですけども。

そこから、学部長には渡らないんですか。

そこから学部長のところに渡っていくと思います。

ですから②を除いて①、③、④というのは、学部長のところに行くんですね。

はい。

そうすると、本件で問題になっております甲7の「3ヵ年講義計画」というのは、井形学部長に渡ったということになりますかね。

はい。

この甲7号証について、あなたはカリキュラム委員長として、井形学部長から渡されてますね。

はい。

それはいつ、渡されましたか。

2012年の9月末の教授会の後だったと思います。

教授会が終わってから渡されたということですか。

はい。

甲第5号証を示す

ちょっと細かいんですが、甲5については、「特任教員任用資料」、「2012年9月29日現在」という形で、なされてますよね。

はい。

ところが、教授会は28日に行われてるんですね。

はい。

しかし、この甲5は、カリキュラム委員会のほうにはもちろん提出されてませんね。

はい。

あなたのほうで受け取ったのは、甲7だけでしょう。

はい、そうです。

甲7を受け取ってから、カリキュラム委員会で、この授業計画について検討されましたね。

はい、しました。

それはいつ、どういう形で検討されたんでしょうか。

2012年の10月の12日だったと思いますけども、そのカリキュラム検討委員会で、授業担当計画について審議いたしました。

審議の結果、まず結論だけお聞きしますと、どういう結論になったんでしょうか。

カリキュラム委員会のメンバーの総意として、授業担当計画のほとんどが不要、若しくは必要度が低いというふうな結論に、一致しました。

それは諮問された学部長のほうに、そのことを報告されましたね。

はい、しました。

それはいつ、報告されたんでしょうか。

その日の夕方だったかと思うんですけども。

ということはもう教授会、終わっておったんですか。

はい。

教授会が終わってから、今の結論部分を出されたということですか。

はい。

その28日の教授会なんですが、これは原告の吉井先生も出ておりましたね。

はい。

そのときに特任教員の採用に関して、学部長から説明がありましたか、ありませんでしたか。

説明はありました。

具体的には、どういう説明がありましたか。

提出する授業担当計画については、カリキュラム委員会の意見を聞いて
て手続を進めたいという説明がありました。

そういう説明に関して、構成メンバーの教授連から、御質問か何かありまし
たか。

いえ、ありませんでした。

その特任教員の採用に関しての学部長の説明というのは、時間的には簡単な
ものだったんか、かなり詳細に報告してるような状態だったですか。

簡単だったと思います。

あなたはカリキュラム委員長として、当然、今言うてる講義計画、これにつ
いてはあなたのほうに諮問ちゅうか、そういうことあるという前提だから、
そういうふうの説明されたということは、記憶、はっきりしてるんですね。

はい。

そこで教授会後に、そういう意見を言われたでしょう。

はい。

それに対して、学部長は何かおっしゃってましたか。

いえ、全く言っておりません。

分かりましたということですか。

はい。

その結果に対して、吉井先生のほうにどうするやとか、こうするやとか、そ
んな話を井形学部長はおっしゃってましたか。

そのときはありませんでした。

あなたが報告したとき、それについて学部長は特段、何も言うてなかったと
いうこと。

はい。

その後、どういうふうになっていったかというのは、あなたはカリキュラム

委員長として、お聞きになってますか。

はい、聞いてます。

要約して言えば、どういうことになったんでしょう。

辞退の説得に行きましたけども、応じず、推薦委員会の委員長であります徳永学長と事前協議をしたところ、そうしたものは受け付けられないということで、授業担当計画については提出できないという状態になったということです。

そういうことを聞いているわけですね。

はい。

今、話のあったことは、学部長から教授会に報告がなされておりますか、なされておられませんか。

はい、報告されております。

それはいつの教授会か、御記憶ありますか。

2012年11月中旬頃の教授会だったと思います。

今おっしゃったような内容を、井形学部長が説明されたんですね。

はい。

それに対して教授の方から、何か意見とかそういうの、出ましたか。

出てません。

質問か何かあったんじゃないんですか、一部の教授から。

何で不受理かっていう話がありました。

で、学部長はどういうふうに説明してたか、記憶ありますか。

提出できない状態になったという説明だったと思います。

その理由です。なぜ提出できないことになったかという説明を学部長がされたということについて、どういうふうに言ってたのかというのを覚えてはりますか。はっきりしてなかったら結構です。

ちょっと記憶はありません。

まず、カリキュラム検討委員会の検討した結果ですけど、10月の12日で
すかね、これはどのぐらいの時間を掛けておやりになったんですか。

恐らく1時間半ぐらいだったと思います。

いつもの検討よりも長いんですか、長くないんですか、検討委員会の時間と
すれば普通ですか。

割と長いような感じします。

カリキュラム検討委員会での検討結果と、その内容というのが、陳述書で2
ページの①、それから3ページの②、③、④で細かく記載していただいでる
んですが、もう示しません、①については、中身としては、「Ⅱ部科目と
して置かれた『情報ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ』、『情報バリューエンジニアリン
グ』、『経営情報論』、『演習Ⅰ』が開講計画とされていましたが」うんぬんと
始まる場所ですけども、要約して言うたら、どういうことなんでしょう。

授業担当計画で挙げられていた2部科目の、そういうものですけども、
も、文部科学省に提出する学則においての2部科目としては存在しな
い科目ですので、設けることができないというような意見で一致しま
した。

②で、「外書購読Ⅰ・Ⅱ」という点についてのことは、どういうことですか、
要約して言えば。

外書購読の趣旨としますと、大学院の受験のための出題傾向とか、そ
ういうことをやるものですので、受験対策として、そうしたことに明
るい教員に持ってもらおうほうがふさわしいのではないかという意見に
なりました。

そういうことで一致したんですか。

はい。

それから経営情報論、情報管理論、これの点については、どういうこと
でしょうか。

2012年に、隣の学部でありますけども、経営情報学部が廃止になりました。それに見られたように、今日的に独立したものとしての科目は、重要度が低いというような意見になりました。理系ではそういう科目はあるかもしれませんが、文系に位置する経営学部としては、そうした科目は不要、若しくは必要度が低いのではないかとという意見になりました。

経営情報学部が廃部になったと。情報社会学部か何か、できたん違うんですか。それとは関係ないんですか。

はい、情報社会学部になりました。

それは、必要性があるからそれが設けられたということになるんじゃないんですか。関係ないんですか。そこのところはどうか。

もう一度お願いします。

先ほど言われた、経営情報学部が廃部になったでしょう。

はい。

その代わりかどうか分からないけれども、情報社会学部いうのができてるでしょう。

はい。

そういうことになると、大経大では、情報というものについては全く関係がなくなると、そういうことじゃないんじゃないんですかということ。

情報社会学部は、社会学ということをウエートに置くというように、方向転換をしたというのが実際です。

そうすると経営学部としては、情報についてはもう関係ないという話ですか。

はい、そうです。

情報バリューエンジニアリングについては、どうでしょうか。

経営情報論と同じように、やはり不要、若しくは必要度が低いという意見で一致いたしました。

そういうことからすると、原告作成の甲7号証、「3ヵ年講義計画」については、不要、必要性が低いという判断になったということでございますかね。

はい、そうです。

国内留学の件で、先ほど、吉井先生のほうからいろいろ話があったんですけども、いわゆるコマ数の関係、これについてはあなた自身はよく御存じですか、どういう取扱いになったかというのは。余り詳しくないですか。

どの関係ですか。

要するに、国内留学から帰ってきて、それでコマ数について不足するから、2部のほうでもやってもらおうとか、そういうような事情について、あなたは詳しいですか、詳しくないですかという質問です。

はい、存じております。

じゃ、ちょっとそののところ、どういうことだったのかというのを御説明いただけますか。

国内留学、あるいは留学から帰ってきますと、3年生あるいは4年生の演習というものはございませんので、就業規則あるいは申合せ規程の、5から8という申合せに満たないということになってるので、責任コマ数を満たすような例外的措置を講じた。

そういうことがあったということですか。

はい。

それで翌年度の分も、不足してないのに2部でやったと、こういうようなことを、先ほど吉井先生、言うてはったんやけど、そのところはどうですか。

直接的には私は調整はしてないので、経営の分野の人に、調整に入ってもらってると思います。

調整に入ってもらった、それは具体的にはどういうことでしょうか。

カリキュラム委員長としては、基本的には直接、個々の先生たちとは、調整に入りませんので、先ほど申し上げた各分野の先生に、調整に入

っていただくと、次年度に当たっては、調整してもらうことになって
ます。

その調整というのは、前年度のように、不足してるから、先ほど、例外的措
置としてとおっしゃったかな、2部を持ってもうたと、しかし調整の結果、
コマが足りないということじゃないけれども、持ってもらうことになったけ
れども、その調整の内容については、あなたは詳しくは御存じないというこ
とですか。

その前の年と、継続的な科目設定だったと思います。

そのまま継続的になったというふうに、もう1年…。

はい、11年と12年が継続的な形になったと思います。

それは継続的に、次年度もやったということですね。

はい、そうです。

そうすると、2部の分について授業を持つというのは、文科省のほうに届け
てる関係では問題があるかもしれないけども、吉井さんのことを考えると、
別に、やってやれないことじゃないんじゃないかという議論があると思うん
ですけど、そのところはどうでしょうか。

学生の科目選択において、やはり混乱を来さないようにしなきゃいけ
ませんので、避けるべきかと思います。

避けるべきやけれども、また調整のほうから、そういうふうにしたと。

はい、責任コマ数を満たすということもありますので。

例外的な扱いであるということは、いいんですよ。

はい。

それが恒常化して、例外がずっと原則になるようなことは、学部としてどう
なんですか。

それはカリキュラム委員会の方針としては、避けるべきかと思います。

乙第22号証を示す

先ほどの「専任教員の担当コマ数についての申し合わせ」ですね。

はい。

これが「1週につき4コマ以上担当しなければならない。」と、このことで
すね。

はい、そうです。

国内留学から帰ってきたときには、それでいくと2コマしかなかったかな。

ちょっと記憶はありません。

念のため確認しておくんですが、今日の冒頭で、特任規程ちゅうんか、この
任用規程が改正になっておりますよね。

はい。

それで原告の吉井さんのほうから、先ほど見ていただいた、いわゆる任用基
準の書類が整えば、特任に自動的に採用されるんだと、経営学部では、そう
いうことが慣例として行われてるといような御主張があるのは御存じです
よね。

はい。

その点については、あなたはどのようなふうな理解をしておりますか。

特任教員制度は再雇用ですので、自主的に判断していくということを
認識しております。

先ほど、徳永推薦委員長が、カリキュラム委員会の認めないような授業計画
を推薦委員会に出されても、それは受けられないと、こういうことについて
は、あなたとすれば、それはおかしいというふうな見解になりますか。それ
はやむを得ないかなということなのか、あなた自身、カリキュラム委員長と
して、そこはどうでしょうか。

やむを得ないと思います。

やむを得ないというふうに、あなたは考えてるわけですね。

はい。

(以上 大谷 紀子)

原告代理人

ある段階で特任教員の任用規程が改定されたと、甲1が現規程ですかね。

はい。

旧規程においては、先ほどから、先生が実質的判断をという話をされていましたが、その頃は、特任教員推薦委員会も、また教授会も、形式的な判断で通していたんじゃないんですか。

いや、違うと思います。

甲第13号証を示す

以前に他学部ではあるんですけども、特任教員の任用が問題になった裁判で被告大学側から出た書面なんですけれども、5ページのところで、第2と、「特任教員の選考（決定）の実態と再雇用決定権者について」とありまして、「特任教員推薦委員会における審査の形式性」とありまして、下から6行目、「つまり」以下ですけれども、「『特任教員任用基準』は、特任推薦委員会が推薦に当たって考慮する単なる資格を定めたものに過ぎない面しかなく、同委員会は、この基準に合致すれば、平成17年度における債権者を含め、わずかの審査時間」、括弧の中は省略しますが、「で推薦を行ってきており、そこでは、『経営』上の観点は全く考慮されていない。」と。更に遡って、同じく第2の1の本文の6行目、「『特任教員任用基準』に該当するか否かの形式上の判断をしているにすぎず」とありまして、右側に移って6ページ、「教授会における選考（決定）の形式性」とまたありまして、本文の4行目の後半ですが、「単に特任教員推薦委員会の推薦を形式上追認するだけというのがこれまでの実態である。」と書かれているんですけど、これは経営学部においては違うとおっしゃるんですか。

はい。

これは学部を特に限定しているような記載じゃないんですけども、経営学

部はあくまで違うとおっしゃるんですか。

違うと思いますね。

旧規程において、定年の方が、特任教員は定年の自動延長のような認識を皆さんが持っていたというのは違うんですか。

違うと思います。

平成25年12月29日の教授会で、そのような認識を持っていたという教授の発言があったのは覚えていますか。

はい。

どなたがおっしゃってましたか。

そこまでは覚えてません。

甲第14号証を示す

6ページの下から9行目、「渡辺」とありまして、「特任というのは、ま、自動的な雇用延長というようなことで私たちは意識してたんですね。」とあるんですけど、これはこの方の勝手な見解ということですか。

はい、そうだと思います。

この方がほかの方と違う認識だったんですか。

はい。

これに関して、下に、「井形」、「はい」、「北村」、「そうですね」と書いてますけれども、あくまでも渡辺先生だけの見解とおっしゃるんですか。

はい。

井形先生、北村先生は同意してるというふうにはあなたは受け止めてないんですね。

この前後から、文字だけでは判断しかねます。

カリキュラム検討委員会において原告の特任教員の任用に関する話をしたのは1回だけなんですね。

はい、そうです。

それが、その話だけで1時間半はしたということですか。

はい、そうです。

そのような議事録とかは残さないんですか。

ありません。

誰かが書記するとかはないんですか。

ないです。

カリキュラム検討委員会の総意というお言葉が先ほどありましたけれども、原告の担当科目が不要又は必要度が低いという結論は、最初にそういう発言をしたのは誰ですか。

それは申し上げられません。

誰かがそういう話をした、口火を切ったわけですか。

反対者がいなかったということです。

先ほど、カリキュラム検討委員会は、バランスを取っていろいろな専攻分野の方から選出されているということですよ。

(うなずく)

全学共通というのは、昔で言う教養みたいなところですか。

はい、そうです。

その方が、原告の科目が必要度がどうこうという判断はできるんですか。

……………。

できたんですか、何かおっしゃってましたか。

その人が判断したかどうかというのは申し上げられません。

総意でしょう、全員が賛成したんでしょう。

はい、反対はしなかったです。

その方から、その科目、私は分かりませんとか、どういう科目ですかとか質問はありましたか。

それはないですね。

ないのに、反対もなく、そのまますっと通ったわけですか。

(うなづく)

先生は、原告が担当していた情報バリューエンジニアリングという科目はど
ういう科目か説明できますか。

いいえ、分野が違いますので、できません。

分からないけど、不要という結論は先生も賛成されたわけですね。

はい、しました。

情報ネットワーク論ってどんな科目ですか。

分野が違いますので、分かりません。

先生の専攻は何ですか。

法律です。

でも、皆さんの意見を聞いて、ああ、そうだと思って賛成したとおっしゃる
んですか。

カリキュラム委員長ですから、皆さんの意見を聞いて。

知った上で判断するんでしょう。知らないけど、はい、と返事したんですか。

はい、皆さんの意見を集約する意味で。

先生の意見はなかったんですか。

私は別に、皆さんの意見を尊重してます。

皆さんは、情報バリューエンジニアリングという科目を理解しているようで
したか。

それは分かりません。

8名の中に先生は含まれるんですか。

はい、含まれます。

先生以外の7名中、どなたが情報バリューエンジニアリングのことを理解し
てそうでしたか、何人ぐらいそういう人はいましたか。

それは分かりません。

分からないことだらけだけど、総意で不要となったんですね。

……………。

次にいきますが。1部科目の2部開講というお話がありましたけれども、学則に2部として定められてない科目を2部で開講したということですよ。

(うなづく)

2011年の、そのような形をとって開講するときのことは、先生はよく覚えてらっしゃるということですか、先ほどの話では。

はい。

コマ数が不足になったのでという経緯ね。

はい。

学則にないということは、そのときから知ってらっしゃったんですか。

はい。

2012年度も同様の科目を原告は担当しているんですけども、先ほどの話では、そこはよく分からないと、そこは覚えてない、知らないということですか、なぜそうなったのか。

どういう意味ですか。

2011年度に引き続いて、2012年度においても原告が1部科目を2部として開講するとなった経緯は御存じじゃないんですよ。

12年については知りません。

なぜ、2011年は知っていて2012年は知らないのだろうかというのが素朴な疑問なんですけど、何か違いがあるんですか。

2011年のときは、留学から帰ってきたときのことで、そういうことはありましたけれども、その後については、その分野の人に調整はお願いしています。

調整をお願いしていても、先生はカリキュラム委員長なわけですから、当然それを取りまとめる責任ある立場ですよ。

はい。

それにおいて、カリキュラムを見たときに、これは去年例外的にやったんだから、今年は外そうよという話はなかったんですか。

それはなかったです。

カリキュラム委員会の構成委員からの指摘もなかったんですね。どうしましょうかという相談もなかったんですね。

はい。

具体的な原告の担当の科目の話ですけども、外国書購読が大学院進学者のための授業というような、そういう趣旨のお話がありましたけれども、外国書購読の科目を設置する目的というのは、そこが大部分を占めているんですか、被告大学においては。

はい、経営学部においてはそうです。

経営学部において、大学院の進学を希望される方は大体年間でどれぐらいいらっしゃるんですか。例えば、ここ二、三年の話でも、大体でいいですけども。

もう、本当、数名だと思います。

それは、ここ数年減っていったのか、もともとの5年、10年、あるいは15年、同じような数字なんですか。

昔のことは分かりませんが、最近では、私がカリキュラム委員長的时候は数名でした。

数名というのは、5名以下ぐらいのイメージと想像するのでしょうか。

はい。

多少いろいろばらつきはあるでしょうけども。

はい。

もともと、そういう状態が続いているのを、大学院の進学を推進しようという動きを、大学としては2012年からしようという話になったんですか。

いえ、そういうわけではありません。

そういうわけではないのに、大学院の進学に適した人をというふうに急に考えるに至ったんですか。

2011年、やはりカリキュラム方針として学生に何を学ばせるかという方針になりましたので、2012年においては定員増の、文科省に提出する関係等ありますので、そういうことからカリキュラム改定を受けて、いろんな見直しがあったと、その関係だと思います。

見直しはいいんですけど、先ほどの趣旨が、大学院進学者のために、よりふさわしい授業にするために、結局原告では駄目だという話だったわけでしょう。

はい。

それまでは駄目だという話がなかったのに、このとき駄目という話が出たわけですから、それは大学として、明確に大学院進学者を増やしていこうという方針があったんでしょうかと。

ないです。

経営情報論について、経営情報学部ですかね、かつてあったのが、それがなくなったことも踏まえてという部分で、情報系科目は要らないんじゃないかという話ですか。

はい。

先ほど、カリキュラム委員会として出たという、それは、他大学でも、いわゆる経営学部を設置してる大学においては、そういう傾向にあったという認識だったんですか。

はい、発言された方が、そのときに話をされてました。

具体的に、どこの大学が経営情報論とか情報系科目をなくしていったとか、そういうお話はあったんですか。

具体的な話はありません。

そういう傾向という話を、具体例もなしにおっしゃってたんですか。

はい、どこの大学ということはなかったです。

原告の担当科目の受講者数は、ちょっと主観になるでしょうけど、少ない部類だったんでしょうか。

少なくないとは思いますが。

要は、学生が相応の人数が受講してるという事情は、カリキュラム検討委員会の中では、検討に上げられなかったんですか。

受講者数はあります。

ありましたか。

そのときのという意味ではなくて。

当然、我々も大学出てますので、人気がない科目というものがなくなっていくのは分かるんですけど、受講者数があるものをなくしていいのか、それ相応の受講者数があるような科目をなくしていいのか、という議論はなかったんですか。

はい、そのときはないです。

先生自身は、そのことは問題ないと思ってましたか。

そのことは、とはどういうことですか。

学生者数が、少なくない数の受講者数があるにもかかわらず、科目としてなくすことに問題があるのではないかと、残すべきではないかという考えはなかったんですか。

はい、ないです。

特任教員の任用手続があると、申請がどなたかからなされたときは、その方の科目についてカリキュラム委員会で検討するというのは絶対やるんですか。

はい、私の知る限りでは。

全件やってましたか。

私のときは、はい。

原告が特任教員の任用申請をする前の直近では、二宮教授が特任教員に選任されてますね。

はい。

そのときの、カリキュラム検討委員会は、どれぐらいの時間で終わったか覚えてますか。

記憶はちょっとないです。

開いたのは開いたんですね。開いて議題に上げたのは上げたんですね。二宮教授の担当科目あるいは担当予定科目、担当計画について検討されたんですね。

二宮先生のおときには、私はカリキュラム委員会のメンバーじゃなかったと思います。

甲第1号証を示す

確認なんですけれども、例えば第6条に、「特任教員推薦委員会は、学長、各学部長、教務委員長、および」うんぬんとありますけれども、教務委員長とカリキュラム委員長は違うんですね。

教務委員長とカリキュラム委員長は違います。

第9条を見ますと、③で、「学部長は教務委員長および対象者と協議の上」とありますが、この教務委員長は、別にカリキュラム委員長ではないですよ。

はい。

先生は、原告の特任教員の申請がなされたとき、このカリキュラム検討委員会で授業計画を検討する際に、特任教員任用規程の存在は知ってましたか。

はい、知ってます。

目を通したこともありましたか。

はい、ありました。

その中で、カリキュラム委員会ほどこの位置付けにあるんだろうと、あなた

の認識はありましたか。

その認識はありません。

特任教員任用規程第9条を見ますと、③で学部長が授業担当計画を推薦委員会に提出するとありますが、①は推薦委員会は対象者に過去5年間の研究業績の提出を求めると、②は教務委員長が過去5年間の授業実績状況を委員会に報告するとありますけれども、別に①の順番で手続されるとは書いてませんけれども、特任教員の任用申請があったら推薦委員会は必ず組織されて、何らかの対応をするものが大前提になっているんじゃないんですか。

そうとは限らないと思います。

そういう理解ですか。

はい。

被告ら代理人

甲第13号証を示す

主張書面なんですけど、債権者里上さんと大学との争いなんですけれども、里上さんというのは何学部の人か御存じですか。

いや、知りません。

人間科学部じゃないですか。

人間科学部です。

里上事件の場合、具体的に内容をあなたは御存じですか。

細かくは知りませんが、最終的に。

最終的に採用が理事会で否決されたということは御存じですか。

はい、知ってます。

教授会では通ったけれども理事会で否決されたと、これは御存じでしょう。

はい。

そうすると、今回の案件とはちょっと違うんですね。

はい。

乙第26号証を示す

次に、外書購読の件なのですが、あなたの陳述書を見ますと、何か、大学院の、先ほどの証言では、増やしていくと、こういうふうな供述をされたんですが、あなたの陳述書の3ページを示します。「現状の担当者での開講が成果を挙げていないことから」という前に、当初の外書購読の趣旨というのは入試対策なんだと、増やすとか何とかということじゃなくて、外書購読の趣旨というのは大学院進学者の入試対策だと、それからして現状の担当者での開講の成果を上げてないことから必要度が低いから廃止するか、特定者に限定されず、大学院出題傾向に明るい人が担当するなどにより、ふさわしい方がいるのではないかという意見がありましたと、こういうくだりがあなたが書かれた文であるんですけど、気になったのは、大学院の数を増やすために、吉井先生が必要かどうかというような、そんな観点の話になったということですか。

いえ、違います。

先ほどの原告代理人の質問とかみ合わなかったので聞きましたが、そうではないんですね。

はい。

陳述書に書かれているということで、このとおりでいいですか。

はい、そうです。

教務委員長というのはどういう立場の方ですか、カリキュラム委員長との違いを御説明ください。

教務委員長は全学的な立場で、全体的なカリキュラム。

全体的なカリキュラム。

全体的な仕組み作りを調整するという役目です。

カリキュラムについて調整するんですか。

カリキュラムじゃなくて、仕組みですね。例えば、演習 I ですね、ゼ

ミになりますけれども、適正な教室配置という問題がありますので、全学挙げて、演習Ⅰを同じ時間あるいは同じ曜日で設置しますと大変なことが起きますので。

バッティングが起きると。

はい、そうしたガイドラインを作ってはどうかとか、そういう提案を、全体的な形で運営するのが教務委員長です。

そうすると、教務委員長といたら、大経大には4学部ありますよね。

はい。

どこかの学部と決まってないんですか、特定の学部から選ばれるという。

わけではありません。

そうすると、年度によっては、それぞれ教授の出身母体は替わるんですか。

はい、替わります。

原告代理人

外国書購読の件ですけれども、原告を外そうとした趣旨は大学院の出題傾向にかなった授業ができるようにということなんですよ。現在はその後どのように外国書購読のあり方を変えたんですか。

今のところはまだ継続はしています。

授業内容は基本的には変わらず。

はい。

原告の授業計画を検討する際のカリキュラム検討委員会を開催する以前に、どなたかから、原告の特任教員の任用は、させるべきだ、あるいはさせるべきじゃないとか、そんな意見は聞いたことはありますか。

ありません。

裁 判 官

カリキュラム検討委員会の委員長をされてたということなんですけれども、今もやられてるのか、どこかでやめられてるのか。

今はやってません。

いつまでやられてたんですか。

2013年3月末までになります。

カリキュラム検討委員会の構成員は8人ということですが、これは全員経営学部の教員の方なんですか。

はい、そうです。

その方は教授会のメンバーにも入るんですか。

はい。

カリキュラム検討委員会について、経営学部では規程がないという話なんですけども、これはほかの学部ではあるのに経営学部では設けてないのは何か理由があるんですか。

そこまでの支障が今までなかったからです。

特任教員に関する規程が途中で改定されてますけども、改定される前と改定された後で、カリキュラム検討委員会、あるいはそれに限らず、任用手続において何か具体的に手続が変わったようなところがありますか。

ないと思います。

被告ら代理人

今の裁判所の質問の中で、カリキュラム委員会規程がないのは経営学部ですけど、ほかにもあるでしょう。

はい。

どこですか。

情報社会学部にはないです。

(以上 真鍋 佳代)

大阪地方裁判所

裁判所速記官

大 谷 紀 子



裁判所速記官

真 鍋 佳 代

